

S-6

14:20～14:40

和漢薬資源の現状と展望 ①

薬用植物の栽培と資源保護に関する最近の話題

○合田 幸広

国立医薬品食品衛生研究所

植物薬について一定の品質を確保するために、原料植物の栽培方法について公的な基準 (Good Agricultural Practices for Medicinal Plants : GAP) を設け、その基準を満たすものを植物薬原料に使用するという考えが、世界的に広まりつつある。WHO でも、Good Agricultural and Field Collection Practices for Medicinal Plants (GACP) のガイドラインドラフトが発表され、昨年12月にその改訂版が公表された。GACP とは耳慣れない言葉だが、これは生薬の多くは、栽培品ではなく採取品が多いので、Field Collection (FC) のガイドラインを含めたためである。生薬大国中国では、中薬材生産質量管理規範 (中国版 GAP) が作成されており、その中には、植物薬だけでなく、動物性生薬についても触れられ、2004年から本規範に基づく生薬の生産管理を義務づけると表明している。また、EU でも、ヨーロッパ生薬連合会が Code of GAP (CGAP) の原案を作成している。

日本では、昭和63年より、「薬用植物実態調査、栽培品質評価指針作成等の事業」がスタートし、これまでに厚生省の担当部局の監修のもと10冊の「薬用植物栽培と品質評価」が発刊され、53品目の薬用植物について栽培指針が示されている。本指針は、WHO のドラフトでも、各論 (Monograph) の例示として取り上げられている。従って、日本の場合、GAP の各論について公的なガイドラインは既に存在していると考えて良い。さらに本年3月厚生労働省医政局研究開発振興課の主催で「薬用植物の優良な栽培方法とその生薬の品質確保に関する指針検討会」がもたれ、GAP の総論について原案が示されている。FC については、未検討であるが、木通のように採取で確保される生薬があり、今後この検討会で GFCP についても、議論するべきであるかもしれない。

WHO の GAP ガイドラインには、栽培される植物は、品種が確定していなくてはならず、またその品種は、薬局方等の公的な基準書に記載されている品種と同一である必要性が記載されている。この記載は、当然のことのようであるが、重要な問題を呈示している。現在、中国から輸出規制をうけている麻黄の場合、薬用植物栽培試験場での検討で、国内栽培が可能ながことが判明している。他方、国内の植物園で品種が維持されている麻黄の場合、交雑個体が多いことも明らかになっており、正しい品種を維持する必要性を痛感している。